

一般教育訓練明示書

講座の名称	歯科技工士科 本科				
実施方法	(1) 通学 (昼間・夜間・土日) (2) 通信スクーリング(回数回)				
指定講座番号(15桁)	2320244	一	2310012	一	3
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 昭和37年4月16日	過去一年の講座実績 令和8年3月31日まで	入講者数(累積)(9人)	修了者数(10人)	
訓練期間	24ヶ月	総訓練時間			2160時間
1. 教育訓練目標					
(1)取得目標とする資格の名称、目標レベル		歯科技工士			
(2)(1)に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
(3)当該資格等を取得するための要件または受験資格等		資格試験受験資格は、歯科技工士法第14条に該当する者であること			
(4)当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況		歯科技工士の資格取得後、経験を積むことで個人開業することが可能である。			
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)		時間	使用教材名		
別紙参照					
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
(1)受講するに当たって必要な実務経験等	実務経験の必要なし				
(2)受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校卒業以上 他				
(3)その他					

1年生春学期

分野	学科名	講義科目		実習科目		計		使用教材名
		単位	時間	単位	時間	単位	時間	
基礎	人の健康科学	1	15			1	15	
基礎	人と宗教	1	15			1	15	
専門基礎	歯科技工学概論	2	30			2	30	『最新歯科技工士教本 歯科技工管理学』
専門基礎	歯の解剖	2	30			2	30	『最新歯科技工士教本 口腔・顎顔面解剖学』
専門基礎	歯の解剖（実習）			3	135	3	135	『最新歯科技工士教本 口腔・顎顔面解剖学』
専門基礎	歯科生体材料の基礎	1	15			1	15	『最新歯科技工士教本 歯科理工学第2版』
専門基礎	歯科生体材料	4	60			4	60	『最新歯科技工士教本 歯科理工学第2版』
専門基礎	歯科生体材料（実習）			1	45	1	45	『スタンダード歯科理工学 第8版』
専門	有床義歯による修復	1	15			1	15	『最新歯科技工士教本 有床義歯技工学第2版』
専門	全部床義歯の技工	2	30			2	30	『コンプリートデンチャー・テクニック第6版』
専門	全部床義歯の技工（実習）*			3	135	3	135	『コンプリートデンチャー・テクニック第6版』
1年生 春学期 計		14	210	7	315	21	525	

1年生秋学期

分野	学科名	講義科目		実習科目		計		使用教材名
		単位	時間	単位	時間	単位	時間	
基礎	英語	2	30			2	30	『最新歯科技工士教本 歯科英語』
基礎	情報リテラシー	1	15			1	15	
専門基礎	法と行政	1	15			1	15	『最新歯科技工士教本 歯科技工管理学』
専門基礎	歯科技工の管理	1	15			1	15	『最新歯科技工士教本 歯科技工管理学』
専門基礎	口腔の解剖	1	15			1	15	『最新歯科技工士教本 口腔・顎顔面解剖学』
専門基礎	歯科生体材料と加工法	2	30			2	30	『最新歯科技工士教本 歯科理工学第2版』
専門基礎	歯科生体材料と加工法（実習）			1	45	1	45	『スタンダード歯科理工学 第8版』
専門基礎	歯科生体材料と加工法—铸造とCAD/CAM-（実習）			1	45	1	45	『スタンダード歯科理工学 第8版』
専門	全部床義歯の技工（実習）*			2	90	2	90	『コンプリートデンチャー・テクニック第6版』
専門	部分床義歯の技工	2	30			2	30	『最新歯科技工士教本 有床義歯技工学第2版』
専門	部分床義歯の技工（実習）			5	225	5	225	「パーシャルデンチャー・テクニック」
1年生 秋学期 計		10	150	9	405	19	555	

2年生春学期

分野	学科名	講義科目		演習科目		実習科目		計		使用教材名
		単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
基礎	造形学	1	15					1	15	『最新歯科技工士教本 歯科技工造形学第2版』
基礎	コミュニケーション論	1	15					1	15	
専門基礎	顎口腔の機能	1	15					1	15	『最新歯科技工士教本 顎口腔機能学第2版』
専門基礎	顎口腔の機能（実習）					1	45	1	45	『最新歯科技工士教本 顎口腔機能学第2版』
専門基礎	口腔の病理	1	15					1	15	『病理学 新・歯科衛生士教育マニュアル』
専門	歯冠歯列の保存・修復	2	30					2	30	『最新歯科技工士教本 歯冠修復技工学第2版』
専門	歯冠歯列の保存・修復技工	3	45					3	45	『最新歯科技工士教本 歯冠修復技工学第2版』
専門	歯冠歯列の保存・修復技工（実習）*					4	180	4	180	『最新歯科技工士教本 歯冠修復技工学第2版』
専門	小児歯科の技工	1	15					1	15	『最新歯科技工士教本 小児歯科技工学第2版』
専門	小児歯科の技工（実習）					1	30	1	30	『最新歯科技工士教本 小児歯科技工学第2版』
専門	矯正歯科の技工	1	15					1	15	『最新歯科技工士教本 矯正歯科技工学第2版』
専門	矯正歯科の技工（実習）					1	30	1	30	『最新歯科技工士教本 矯正歯科技工学第2版』
専門	歯科技工の総合示説*			1	30			1	30	
専門	有床義歯の歯科技工（実習）*					1	45	1	45	『コンプリートデンチャー・テクニック第6版』
2年生 春学期 計		11	165	1	30	8	330	20	525	

2年生秋学期

分野	学科名	演習科目		実習科目		計		使用教材名
		単位	時間	単位	時間	単位	時間	
専門	歯冠歯列の保存・修復技工（実習）*			3	135	3	135	『最新歯科技工士教本 歯冠修復技工学第2版』
専門	有床義歯の歯科技工（実習）*			2	90	2	90	『コンプリートデンチャー・テクニック第6版』
専門	歯科技工の総合示説*	2	60			2	60	
専門	口腔インプラントの技工（実習）			1	45	1	45	
専門	歯冠修復の歯科技工（実習）			3	135	3	135	
専門	病院見学の歯科技工（実習）			2	90	2	90	
2年生 秋学期 計		2	60	11	495	13	555	

*通年科目

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	10人			
② ①のうち目標資格の受験者数	10人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	10人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	10人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	10人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	2人	②A:就業者計 3人	
	2 非正社員、派遣社員	1人		
	3 その他の就業(自営業等)	0人		
	4 非就業	7人		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	2人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	0人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	1人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	8人	④A:就業者計 8人	
	2 非正社員、派遣社員	0人		
	3 その他の就業(自営業等)	0人		
	4 非就業者	2人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	3人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	1人		
	3 1割未満増加した	0人		
	4 変わらない	2人		
	5 1割未満減少した	0人		
	6 1割以上3割未満減少した	0人		
	7 3割以上減少した	0人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	2人	⑥の回答数合計 10人	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0人		
	3 社内外の評価が高まる	0人		
	4 早期に転職・再就職できる	0人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	3人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1人		
	7 趣味・教養に役立つ	1人		
	8 その他の効果	1人		
	9 特に効果はない	2人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	8人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0人		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0人		
	4 就職していない	0人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	6人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	3人		
	3 どちらとも言えない	1人		
	4 やや不満	0人		
	5 大いに不満	0人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

受講開始時に非就業者であった7名及び就業者3名のうち、2名が本学専修科へ進学し、8名が受講中又は受講修了後3か月以内に就職した。また、講座の全体評価に関しては、受講者10人のうち、6名が大変満足、3名がおおむね満足と回答しており、満足度が高かったと言える。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	春学期試験・秋学期試験・製作課題の成績・卒業試験の成績
-------------------------------------	-----------------------------

(通信制講座の場合)
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

- ・修了の要件単位 基礎分野7単位必修、専門基礎分野23単位必修及び専門分野43単位必修
- ・修了の認定時期 2学年秋、卒業試験に成績をもって修了の判定を行う

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	随時、質問を受け付けていて、成績が振るわない学生や希望する学生には個別面談を行い、状況に応じて授業後に補習授業を実施している。その後、小テストや再試験で習得度・理解度を確認している。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	国家試験対策の授業では、グループワークで復習や練習問題を解くことで国家試験後に合格する実力を身につける。就職においても個別相談を行い、学生ごとの希望を聞き取り、就活をサポートしている。

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 愛知学院	(代表者名: 理事長 龍谷 顯孝)
住所及び連絡先	愛知県名古屋市千種区楠元町1丁目100番地	TEL (052) 751-2561(代)
施設名称及び施設長名	愛知学院大学歯科技工専門学校	(施設長: 学校長 木村 文輝)
住所及び連絡先	愛知県名古屋市千種区楠元町1丁目100番地	TEL (052) 751-2561(代)
給付制度担当部署・者	歯学部事務室	(担当者: 加藤 善樹)
連絡先	TEL (052) 751-2561(代)	

一般教育訓練経費 支払い方法 ①一括払 ②分割払 ③両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	2,066,636 円
	①入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	200,000 円
	②受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	1,866,636 円 (うち、必須教材費 266,636 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	599,000 円
	① 副読本代(税込額) ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) ③ 施設維持費(税込額) ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	480,000 円 119,000 円
3. 総額 (1+2) (税込額)		2,665,636 円

[特記事項]

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）
その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な
給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費
となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。